

人権を尊重し すべての人が幸せを実感できる社会へ

12月4日から10日は人権週間です

「誰か」のことじゃない “It's not someone else's problem.”



「じんけん大使」カンピくん

「人権」と聞いてあなたは何を思い浮かべますか？
なんだか堅苦しい、難しいものでしょうか。

「人権を尊重し すべての人が幸せを実感できる社会へ」
というキャッチコピーは、他人の人権も自分の人権と同じ
ように尊重し、市民全員が幸せを実感できるような市に
なってほしいという願いを込め「下野市人権推進審議会」
のメンバーが考えたものです。

あなたの隣の人が、苦しんでいるかもしれない。「『誰か』
のこと」ではないのです。もしあなたが苦しんでいるのなら、
下記の窓口にご相談してください。

下野市人権教育・啓発推進 行動計画



市の人権に関する施策を推進
していくため「下野市人権教
育・啓発推進行動計画」を定め
ており、市民や学識経験者など
の委員が集まる「下野市人権推
進審議会」で毎年事業の実施状
況を報告しています。

ひとりで悩まずご相談ください

- 対面相談(心配ごとと悩みごと相談)
本紙40ページをご覧ください
- 電話相談
みんなの人権110番 ☎0570(003)110
子どもの人権110番 ☎0120(007)110
女性の人権ホットライン ☎0570(070)810
(受付時間)平日の午前8時30分～午後5時15分

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は地域の皆さんから人権に関する相談
を受け、問題解決のお手伝いをしたり、地域の皆さん
に人権について関心をもってもらえるような啓発活動
(学校訪問や街頭啓発など)を行ったりしています。

下野市では、法務大臣から委嘱されて9名の人権擁
護委員が活動しています。

